

Ernst & Young ahora se dice



Construyendo un mejor entorno de negocios



EY TAX Flash

[Home](#) | [Suscripción](#) | [Cursos](#) | [Recomienda](#) | [Histórico](#)



2014 年度税制改革

2013 年 9 月 8 日メキシコ政府は、国会に 2014 年 1 月 1 日から施行される税制改革案を上程した。その後、下院と上院で修正され、10 月 31 日に法案が通過した。増税というデリケートな法案でありながらも、ここ数十年で最短時間での可決であった。

メキシコの徴税率は、OECD の国々の中では、最低のレベルにランクし、メキシコより経済規模が小さい中南米の国々より低い位置にある。今回の税制改革は、増税を意図しながらも、メキシコ税制の根本的な改革には以下の点において至っていない。第一に、世界的な傾向である間接税による増税ができなかった点である。当初メキシコ政府は、付加価値税 (IVA) 免税である医薬品や食品に課税することを意図していたが、上提案作成中に与党内での調整がつかず削除されている。第二にメキシコ経済の 60%をも占めていると言われているアングラ経済に対する的確な徴税プランが含まれなかった点である。第三に、メキシコ国民の半数の貧困層を改善させる、投資や雇用を促進する計画も含まれなかった点である。これらに反し、個人所得税率の増加、控除項目の削減や投資減税の廃止、また、雇用創出の源といわれていたマキラドーラに対する規制が行われている。総論として、現在すでに課税されている個人や法人に対して増税が行われたと考えることができる。

OECD は、税収減少の根源である租税回避に関する報告書 BEPS (Base Erosion and Profit Shifting: 税源侵食と利益移転) を発表し、今後租税回避に対処するよう促している。メキシコは、各国に先立ち今回の税制改革にその要素を含め、租税条約適用に一定の枠を設け、利息、ロイヤルティー、技術支援料などの支払いの損金処理を規制している。

また、大統領はすべての帳票のデジタル化を推進することを宣言しており、インターネットによる会計情報の提出が要求され、税務調査自体がインターネット上でも行われることも、大統領の意向に沿ったものであると考えられる。これにより税務当局は、徴税権限の強化を図るとともに、税務調査に必要な人と時間の効率性を高めている。

所得税法（ISR、個人所得税および法人税）

2002年に施行された所得税法が廃止され、新しい所得税法として公布されている。2013年度までに施行された、時限立法も新法に含まれ、分かりやすくまとめられている。

- 法人所得税
 - ✓ 税率は30%のまま据え置き。
- 益金
 - ✓ 受取配当金は、労働者利益分配金の所得計算上益金とならない。
 - ✓ 株式の売買における税務上の簿価の計算は、保有期間に関わらず統一された。ただし、12ヶ月以内の保有期間の株式売買に関しては、簡便法を適用できる。
- 損金
 - ✓ 個人所得税において所得とならない労働者に対する厚生費用は、47%まで損金と認められる。ただし、前年度の厚生費用と同額あるいはそれ以上の場合は、53%まで損金となる。ただし、労働者利益分配金の所得計算上は、100%損金と扱うことができる。
 - （注1）現在は100%損金算入可能。
 - （注2）憲法権利保護訴訟（AMPARO）の可能性あり。
 - ✓ 労働者が払うべき社会保障費（IMSS）を、雇用主が支払う場合は、損金とならない。
 - ✓ 地方自治体を含めた政府機関への寄付金の損金限度額は、課税所得の4%とし、寄付金の損金算入限度総額は、現在同様の7%とする。
 - ✓ 乗用車のレンタルは、日額\$200ペソ（現在\$250ペソ）まで損金処理できる。
 - ✓ 乗用車の購入は、\$130,000ペソ（現在\$175,000ペソ）まで損金処理できる。
 - ✓ 交際費は、8.5%（現在12.5%）まで損金処理できる。
 - ✓ 基礎食品購入のための商品券(Vale de despensa)は、税務当局が定めた電子マネーでなければならない。
 - ✓ 環境保全管理のための機械設備や天然ガス使用設備の100%一括償却の廃止。
 - ✓ 地方で認められていた機械設備の一括償却の廃止。残存の未償却費は、売却時に償却することができる。
 - ✓ 新所得税法においても現行所得税法の欠損金は繰越可能。
 - ✓ 労働者利益分配金は、原則として所得税と同様に計算されるが、繰越欠損金は適用できない。
 - ✓ 金融機関のステートメントやクレジットカードの利用明細書などは、損金のための領収書とはならない。
 - ✓ 個人の専門家への報酬の支払いに関しては、その報酬の支払証明を発行しなければならない。
 - ✓ 給与の支払いや報酬の支払いは、その金額が\$2,000ペソを超える場合、銀行口座への送金や記名式のチェックで支払わなければならない。

- ✓ 65 歳以上の労働者を雇用した場合、支払われた給与の 25%を追加で損金算入できる。
- ✓ 鉱山会社は、鉱山の試掘や探査などの費用を一括償却できない（年償却率 10%）。

- 海外関連者への支払い

税務当局は、関連者間取引に関して、支払先の海外居住者に対して租税条約の恩恵を受けていることを、証明することを要求することができる。税務当局から当該要求を受けた際には、海外居住者は、法定代理人を通じて、その収入はメキシコにおいて課税対象となるが租税協定の恩恵を受けており、かつ、この収入は、居住国において益金となることを、書面において宣誓しなければならない。

メキシコの納税者と海外居住者が関連者である場合、下記のいずれかの要件を満たしている、支払利息、ロイヤルティー、技術支援料は損金とならない。

1. 海外居住者が、導管実体（path-through entity）であった場合。ただ、その構成者である株主などがその収入を申告し、それが市場価格である場合を除く。
 2. その支払いが、その海外居住国において存在しないと認められる場合（本支店間の支払いのような形態）。
 3. その支払いが、その海外居住国において益金とならない場合。
- 税務上の拠出資本勘定（CUCA）と税務上の純利益勘定（CUFIN）

税務上の拠出資本勘定の残高は、新税法でも引き継がれる。しかし、税務上の純利益勘定の残高は、一定の調整が加えられ、新税法による残高を新たに算出する必要がある。

（注）新税法では、2001 年度から 2013 年度の税務上の利益や配当に関してのみ明記され、2000 年度以前の税務上の利益に対しては説明がないことや合併や分割によって移転した税務上の利益に対しても考慮されていないなど明確でない点があるため、当局の見解を待つ必要がある。

- 配当に対する源泉課税

法人が海外居住者や個人に配当を行う場合、その配当額の 10%を源泉しなければならない。

- ✓ この源泉税は、2014 年度以降に発生した税務上の利益の配当に課せられる。
（注）2013 年度までの税務上の純利益勘定と 2014 年度以降の税務上の純利益勘定を分けて管理する必要がある。
- ✓ メキシコ在住の個人に対しては、この源泉税は分離課税となり、所得税から控除できない。
- ✓ 移転価格税制上の調整額は、配当とみなされる。
- ✓ 下記の支払いも配当とみなされる可能性がある。

1. 株主に対する融資

- 2. 株主のために支払われた否認経費
- 3. 益金の記帳漏れ
- 4. 帳簿に記帳されたものの、実際には購入未了のもの
- 5. 税務当局によって推定された益金
- ✓ 下記の利息支払いは現行の所得税法でも配当とみなされる。
 - 1. Back to Back ローン
 - 2. 利益額に対応した利息
 - 3. 支払い不能の場合に経営支配を認めた融資の利息
 - 4. 市場の利率を越えた利息
 - 5. 無条件でいつでも返済することを認めた融資の利息
- ✓ 日本メキシコ租税条約
 - 第 10 条の配当に課される源泉税規定
 - i. 日本居住者への最高税率：15%
 - ii. 日本居住者がメキシコ会社の 25%の株式を前年度末以前 6 ヶ月以上保有していた場合：5%
 - iii. ii の条件に加え、日本居住法人が株式上場しており、かつ、50%以上の株式について下記の要件のいずれか、あるいは複合的に満たす場合は、その所得は日本でのみ課税される。（注）源泉税 0%
 - a. 政府等の公共機関が保有する場合
 - b. 日本居住者の一人以上が保有する場合
 - c. 日本居住法人の一法人以上が保有し、かつ、その法人の株式が上場されているか、その法人の 50%以上の株式が日本居住者の一人以上に保有されている場合。

(注 1) 日本では税額控除不可。米国では間接税額控除可能。

(注 2) ヨーロッパの国々の多くでは、配当は法人税の課税対象とならないため、「海外関連者への支払い」で述べたように、税務当局はメキシコでの源泉を主張する可能性がある。事実、ある税務当局高官が、某セミナーにてそのような意見を述べている。日本の場合、受取配当金の益金不算入制度があるため、今後、注意して見守る必要がある。

- 支店や恒久的施設の場合
 - ✓ 親会社への送金が配当の支払いとみなされ、課税される可能性がある。
(注) 法人と違い税務上の純利益勘定に対しての規定や特に恒久的施設に対する明確な規定がないため、税務当局の見解を待つ必要がある。
- マキラドーラ
 - ✓ 新税法においても、外国の事業主体 (Principal) の居住国が、メキシコとの租税条約を保持し、かつ、マキラドーラが移転価格上の規制を満たす場合、メキシコにおいては、その事業主体の恒久的施設 (PE) は存在しないことを再確認している。しかし、マキラドーラとして認定される要件が現行より厳しくなっている。

- マキラドーラの製品は、擬似輸出 (Exportación Virtual) を含めて、100%輸出されなければならない。
- マキラドーラは、製造を行わなければならない。現行の品質向上のためのプロセスのみでは認定されない。
- マキラドーラの収入は、すべてマキラドーラの主体的な製造活動によるものでなければならない。
- マキラドーラの使用する生産設備の少なくとも 30%は、海外の事業主体が所有しなければならない。ただし、その機械設備は、以前他のマキラドーラ、あるいは、メキシコ国内の関連者が所有したものであってはならない。

(注) 現行では、この要件は、2009 年 12 月 31 日以前に設立されたマキラドーラには適用されなかったが、2014 年度からは必要となる。

✓ 移転価格

マキラドーラの課税所得の算出は、次のいずれかの方法による。

- セーフハーバー (Safe Harbor)
 - 事業主体の所有する機械設備と在庫を含めた総資産の 6.9%か総費用の 6.5%のいずれか高い方
- 事前確認 (APA)

(注) 移転価格スタディーを利用した優遇税制の 2 方法は廃止され、かつ、2003 年に施行された FOX 大統領のマキラドーラに対する優遇大統領令も廃止された。また、企業単一税 (IETU) の廃止により、カルデロン前大統領の優遇法人税率が廃止され 17.5%から 30%の一般法人税率に上昇する。前記のように損金の項目も制限され、マキラドーラに対しては、多額の税負担が課せられる。

✓ シェルター (Albergue)

現行では、この制度を利用したメキシコ国内での製造も恒久的施設として認定されないが、新税法では、この期間を 4 年以内とし、その後は、恒久的施設を設立するか、メキシコ国内の関連会社に製造を移行する必要がある。

✓ 付加価値税 (後述の付加価値税・一時輸入参照)

● 個人所得税

✓ 所得税率 (年収)

- \$392,841.96 ペソまでは現行と変更なし
- \$392,841.97 ペソから\$750,000 ペソまで : 30%
- \$750,000.01 ペソから\$1,000,000 ペソまで : 32%
- \$1,000,000.01 ペソから\$3,000,000 ペソまで : 34%
- \$3,000,000.01 ペソ以上 : 35%

- ✓ 所得控除制限
 - 寄付金を除いた控除額は、その地域の最低賃金の 4 倍（約\$93,250 ペソ）か年収の 10%、どちらか少額の方を上限とする。
 - 地方自治体を含めた政府機関への寄付金に関しては、年収の 4%を上限とし、寄付金総額は年収の 7%までが控除できる。
 - 医療費等控除される費用は、金融機関のシステムを利用して支払わなければならない。（注）小切手やクレジットカード
- その他
 - ✓ 連結納税の廃止。未払税金は、時限立法が定めるスキームにて支払う。新たに、企業集団納付制度が設立。
 - ✓ 簡易納税制度が廃止され一般税率適用される。
 - ✓ 不動産投資会社（SIBRA）や信託（FIBRA）の優遇税制廃止。

企業単一税法（IETU）と現金入金税法（IDE）

2014 年度より両税金とも廃止される。（注）前政権の新税はすべて廃止された。

付加価値税法（IVA）

- 国境地帯の税率は、11%から 16%になり、全国に統一税率が適用される。
- チューインガム、犬や猫などの家庭のペットおよびペットフードの販売に課税される。
- 都市圏内を除く、都市間を結ぶ地上交通代金に課税。
- コンベンションや EXPO などに参加する外国人旅行者に対するホテルなどのサービスに課税。
- 棚卸資産が紛失した場合、認定を受けていない者に対して寄付した場合や無料でサービスを提供した場合、販売と同じように課税される。
- 一時輸入
 - ✓ IMMEX、完成車メーカー特別保税倉庫、保税倉庫、特別保税倉庫等の一輸入に課税される。しかし、税務当局からの認証を受けるとその付加価値税総額の税務クレジットが受けられ、実質的な支払いはない。この税務当局の認証を受けるための要件は、2014 年度に公布され、この一時輸入に対する課税は、その公布一年後に発効する。この認証の有効期間は、一年であり、失効 30 日前から更新できる。
 - ✓ 非居住者間の一時輸入製品の譲渡に関しては、現行と同じく非課税となる。しかし、非居住者から IMMEX 企業への譲渡には課税される。
 - ✓ 国内納入業者への支払いに対する付加価値税の源泉は、廃止される。

製造・サービス特別税 (IEPS)

- ビールや酒に対する特別税は変更なし。
- 混入された量に関わらず、砂糖を混入された飲料に、1 リッターに\$1 ペソの課税。
(注) 砂糖が混入した医薬品やレストランやバーで提供される飲料には非課税。
- 菓子類等で、100 グラムにつき 275Kcal を超える食品に、8%の課税。
- 環境税
 - ✓ 化石燃料の輸入および販売に対して、その燃料の二酸化炭素の発生度に応じて課税。
 - ディーゼル 12.59 センターボ/l
 - ガソリン 10.35 センターボ/l
 - 石炭 36.57 ペソ/t 等
 - ✓ 殺虫剤の輸入および販売に対して、その危険度により 9%まで課税。しかし、2014 年度は、その税額の 50%が適用される。
- 付加価値税と同じように、棚卸資産が紛失した場合や寄付した場合にも課税される。
- 一時輸入に対しても課税され、その場合付加価値税と同じように対処される。

連邦税法 (CFF)

政府の上提案には、大幅な徴税権限の強化が明示されていた。国会を通過する間に削減された項目があるとは言え、結果として徴税権限は従前よりも強化されている。

- 税務監査
 - ✓ 下記の要件のひとつでも満たす場合は、税務監査を任意に行うことができる。
 - 前年度売上が\$1 億ペソを超える。
 - 前年度の資産が\$79 百万ペソを超える。
 - 前年度の平均従業員が 300 人を超える。

税務監査を受けない場合は、6 月 30 日までに税務に関する報告書を納税者自らが提出しなければならない。上記の要件に当てはまらない法人は、税務監査を受ける権利はない。下記の場合は、税務監査を行った公認会計士を通すことなく、税務当局が直接税務調査を開始することができる。

- 税務監査報告書提出後に修正申告を行った場合
- 領収書発行のためのデジタル印章が無効になった場合
- インターネット税務調査の場合
- 期限後に税務監査報告書を提出した場合
- ✓ 税務監査を受け、かつ、公認会計士が署名した際の税金還付の迅速化手続き廃止。

(注) 政府の上提案では、この税務監査はすべて廃止するつもりであった。税務当局としては、できる限り直接、納税者に税務調査を行いたい意図が表れている。

そのため今後は、後に述べるインターネットでの月次の会計情報の提出や税務調査が中心になる可能性があるため、税務監査の費用対効果を十分考える必要がある。

- インターネット税務アカウント (Buzón tributara) の設立
納税者番号 (RFC) を所持している納税者は、すべてこのアカウントを持ち、税務当局から、税務通達、資料の要求などのメールが届き、また、納税者の税務上の状況を把握することができる。このアカウントは、税務当局 (SAT) ホームページにあり、デジタル署名 (FIEL) によってアクセスすることができる。ただ、メールが届いた場合 3 日以内にアクセスしなければならない。このアカウントは、法人の場合、2014 年 6 月 30 日から、個人の場合は、2015 年 1 月 1 日から施行される。
(注) 頻繁にメールの確認をしないと、重要なメールを見逃すことにより税務上の偶発債務を負う可能性がある。後に述べるインターネットによる税務調査の場合は、特に重要である。
- 会計情報の入力
税務当局は、会計情報の入力に関するガイダンスを公表し、納税者に対し、その情報を月々当局のホームページに入力することを義務付けている。
- インターネット税務調査
税務当局は、インターネット税務アカウントを通じて、インターネット税務調査の結果として税務債務を通達することになる。納税者は、15 日以内に根拠書類をもって反論するか、修正申告を行わなければならない。修正申告を行った場合は、80%の課徴金等が免除される。納税者が反論を行った場合、当局は 45 日以内に判断を下さなければならない。当局は、納税者の反論を分析し、納税者に再度書類の請求することができる。この場合、納税者は 10 日以内に回答しなければならない。納税者がこの通達を無視した場合、税務債務は確定される。また、当局は、第三者に資料の請求を行うことができる。この第三者に資料を請求する場合、当局の結論を出す期限は、最高 6 ヶ月まで延長される。最終書類が整った時点で、当局は、40 日以内に最終判断を下さなければならない。
- 株主の税務債務に対する連帯責任
株主が下記の権限を有し、実質的な支配を行っている場合は、税務債務に持ち株比率をかけた債務まで連帯責任を負わなければならない。
 - ✓ 株主総会において決議を強制できる、あるいは役員等を任命、罷免できる。
 - ✓ 50%以上の議決権を行使できる。
 - ✓ 会社の経営や経営方針を指導できる。
- 最終合意 (Acuerdos Conclusivos)
納税者が当局から指摘された税務債務に納得できない場合、納税者保護協会 (PRODECON) が、納税者と税務当局間の調停を行うことができる。税務当局の最終判断が下される前に、納税者は協会に最終合意の手続きを申請する。協会は、納

税者が提出した合意案を税務当局に提出する。税務当局は、20 日以内に返答しなければならない。その返答によって、協会は 20 日以内に最終合意案を両者に提出する。最終合意に至り署名された場合は、何者も異議唱えることができない

- 納税者番号 (RFC)
 - ✓ 銀行口座を開設するに当たり、必ず納税者番号を取得しなければならない。そのため、銀行は、国民登録番号 (CURP) の情報を元に、納税者番号を発行できる。
 - ✓ 税務上の住所の変更は、10 日以内に行わなければならない。
(注) 現行は一ヶ月。
 - ✓ 個人のデジタル署名の登録は、代理人を立てることができる。
- 金融機関の義務
 - ✓ 当局は、顧客の取引の情報を要求することができる。
 - ✓ 金融機関は、国籍、住所等の顧客の情報を保持しなければならない。
 - ✓ 金融機関のこの情報の提供は、顧客情報秘密保持の義務の不履行を意味するものではない。
- 税務上の秘密保持
 - ✓ 当局は下記に該当する場合、ホームページに名前、会社名、納税者番号を発表することができる。
 - 税務債務が確定された場合
 - 税務債務に対して保証金が入ってない場合
 - 納税者が登録された住所に見当たらない場合
 - 納税者が税務上の罪を犯し、判決を受けた場合
 - 納税者が、税務上の恩赦を受けた場合

使用料に関する連邦法 (Derechos)

- 鉱山会社は、売上から鉱山の試掘や探査などの投資額をはじめとする所得税法が認めた経費を控除した利益の 7.5% を使用料として支払わなければならない。ただし、その他の投資、未払いの利息、インフレ調整は控除できない。
- 鉱山会社は、金、銀、プラチナの販売を行った場合、その売上の 0.5% を使用料として支払わなければならない。

2014 年度歳入法 (LIF)

- 租税条約締結国の居住国にある銀行からの融資に対する利息の支払いの源泉税は 4.9% とする。
(注) 大蔵省への登録は不要となった。

通関法

- 輸出入企業にとって義務であった通関士の利用が任意となった。通関士を利用しない場合、下記の要件を満たした通関法定代理人を立てることができる。
 - ✓ 税務上の義務を履行している
 - ✓ メキシコ国籍を有している
 - ✓ 輸出入通関の職歴があること
 - ✓ 貿易通関に関する十分な知識・経験を有すること

(このレポートは、弊社が 2013 年 11 月 8 日に発表したスペイン語版を基礎に作成致しました。)

内容等につきご質問等がございましたら、下記の者にお問い合わせ頂ければと存じます。

Raul Moreno raul.moreno@mx.ey.com tel : 55 1101 6434
松田 佳行 yoshiyuki.matsuda@mx.ey.com tel : 55 5283 1482
大場 良 ryo.oba@mx.ey.com tel : 55 1101 6433
中岡 秀二郎 hidejiro.nakaoka@mx.ey.com tel : 55 1101 6408

なお、本文中の情報は、最新かつ正確な情報をご提供すべく尽力しておりますが、弊社はその正確性を保証するものではありません。本資料のご利用に際しては、ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。